

樹種転換促進指針（平成9年度策定）

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第7条の6の規定により、次のとおり樹種転換促進指針を定める。

1 樹種転換に係る施業に関する事項

(1) 樹種転換の実施にあたっては、植生の遷移を考慮しながら、広葉樹等他の樹種への移行を図ることが適当な松林については、積極的にその移行の促進を図るものとする。特に被害の激甚な松林及び標準伐期齢を超える松林については、樹種転換を優先的かつ計画的に実施するものとする。

(2) 樹種転換に係る森林施業については、次に掲げる事項に十分配慮し、被害対策としての効果及び森林施業としての合理性を確保して実施するものとする。

ア 樹種転換における伐採については、伐採方法、伐採時期に配慮し、伐採木が松くい虫の感染源とならないように実施するものとする。また、伐採木については、極力搬出に努め利用の促進を図るものとする。

イ 樹種転換における更新については、地域における気象、土壌等の自然的条件を踏まえ、地域の林業・林産業の特性に十分配慮して、更新方法及び転換樹種の選定を行い、確実な成林を期するものとする。

ヒノキは褐色森林土壌で谷筋を含む斜面下部、クヌギは尾根筋を除く褐色森林土壌区域において転換を進めるほか、他の地域においてはコナラ、ウバメガシ等の導入を図るものとする。

特に、当該施業の実施にあたっては、松の天然稚樹の除伐等に努め、松以外の樹種による確実な成林を期するものとする。

また、土壌条件が悪く、松以外に高木林の稚樹が自生しない松林については、松くい虫が運ぶ線虫類に抵抗性を有する松の品種を積極的に活用し、松くい虫被害に対し抵抗性の高い森林の造成に努めるものとする。

2 森林組合等による樹種転換の促進に関する事項

森林組合への施業委託の促進

樹種転換の促進にあたっては、施業の集中化による採算性の確保を図るため、機械化、労働力等を有する森林組合への委託を促進するとともに、組合員における樹種転換の促進を図るため、該当森林組合においては、必要に応じて樹種転換に関する規定を定めるなど推進体制の整備に努めるものとする。

3 その他

(1) 被害木の利用促進

市町は、森林組合、素材生産業者その他の関係者との緊密な連携のもとに松林の被害状況、松林の伐採動向、松材の流通加工等に関し適時適切な情報の交換を行うなど被害木の利用促進に努めるものとする。

(2) 高度公益機能森林の周辺の松林に存する感染源を除去する観点から、防除措置を実施しているにもかかわらず、他の防除対象松林より激しい被害が継続し、その累積被害によって立木本数が低下し、林分全体が疎らとなっているか又は松の割合が低下している松林については、早期に樹種転換を進めるものとする。